

発注情報詳細（調査委託等）

公表日	令和2年6月8日（月）	契約番号	5030	
入札方法	公募型指名競争入札（郵便入札）			
委託名	山下公園ほか38か所防火設備定期点検委託			
履行場所	横浜市中区山下町279番地ほか			
履行期間	契約締結日から令和3年2月12日（金）まで			
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX 045-664-7055			
最低制限価格制度	適用			
入札参加資格等	所在地	市内又は準市内	規模	—
	種 目	328:機械設備保守	順位	市内3位まで、準市内1位
	登録細目	(G)シャッター		
	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>②入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③令和元年、2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、登録されていること。</p> <p>④当該業務等に関する点検実績（官公庁・民間問わず）を有する者であること。 ア- 建築基準法第12条4項防火設備点検業務又は防火シャッター等保守点検実績。（元請・下請問わず） イ- 契約書、注文書等の写しを提出すること。（原本照合を求める場合がある。）</p>		
指名・非指名通知日及び通知の方法	令和2年6月19日（金）FAXにて発送			
設計図書の見覧	ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）			
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書、委託業務経歴書		
	受付場所	総務部総務課契約係		
	締切日時	令和2年6月16日（火） 午後5時00分まで	申込方法	<p>①持参又は郵送 ②郵送宛先 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係</p>
質問	締切日時	令和2年6月11日（木） 午後1時まで		
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp		
	回答日時	令和2年6月12日（金） 午後1時		
	回答方法	ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）		
入札書提出期限	令和2年 6月 25日（木）	午後5時まで必着		
開札時間	令和2年 6月 26日（金）	午前10時より		
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない	
契約担当課	総務部総務課契約係		電話 045-641-3124	

令和2年6月 提出

常務

部長

課長

係長

課員

設計

委 託 設 計 書

委託名 山下公園ほか38か所防火設備定期点検委託

履行場所 横浜市中区山下町279番地ほか

金 円

履行期限 令和3年2月12日

備考

令和2年度 公共建築物点検委託仕様書

1 委託名

山下公園ほか38か所防火設備定期点検委託

2 目的

公共建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12条点検」という。）を行う。

3 対象施設

別紙1「対象施設一覧」による。

4 履行期限

(1) 契約締結日から 令和3年2月12日 までとする。

5 業務内容

(1) 12条点検の実施

12条点検実施要領（別紙2）に従い、建築基準法第12条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という。）について点検を行う。

(2) 劣化部位修繕提案書の作成

劣化判定された部位の修繕方法として修繕費が概ね100万円以上であるものは、協議の上、修繕内容に即した概算工事費を提出する。

6 資料の貸与及び返却

(1) 本業務にあたり（公財）横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という）から貸与する資料は次のとおり。

ア 施設図面

イ 前回報告書

(2) 貸与資料は業務終了後、速やかに貸与者へ返却する。

7 事前準備及び事前調査

(1) 効率的な点検実施及び点検時、点検後の齟齬^{そご}を防ぐために次のことを行う。

ア 保全公社貸与資料、対象施設一覧表（別紙1）により、対象施設の建物概要や防火設備設置場所、個数等を事前に確認する。

イ 現地へ出向き前アを確認すると共に、施設管理者と点検実施候補日、点検時同伴依頼する直近消防設備点検者連絡先^{*}1、施設で実施している関連機器の保

守点検報告書の内容確認、現状の防火設備の作動状況、不具合等をヒアリングにより情報を得る。(※1.自社手配での委託消防点検者、又は、自社での消防設備関連の点検者等は、受託者の責任において行うことができる)

ウ 前イは、小規模施設、少数防火設備等で点検者が不要でないと判断した場合は省略でき、電話等の対応、点検当日の点検前ヒアリングで済ませることができる。

- (2) 施設管理者に対し、前(1)での内容を、書面もしくは電子メールで伝え確認する。
- (3) 現地点検実施日時は、施設管理者と運営に支障の無いよう協議し決定する。

8 現地調査(前7(1)イで確認済みの内容は除く)

(1) 施設管理者へのヒアリング

施設管理者から現状の作動状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。ヒアリングでの内容は、別添ヒアリング票に記載する。

(2) 各種点検報告書等の確認

施設が発注している点検について、本点検と関連のある直近の報告書を確認する。点検対象部分について指摘がある場合は、その箇所を再確認し、是正が必要な場合は所定の報告書に指摘年月日と共に内容を記入する。

(3) 点検の実施

前二項を踏まえ、実施要領(別紙2)に従い実施する。

- (4) 点検の対象を問わず、脱落、落下、転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、該当欄に記載する。

9 現地調査に伴う注意事項

- (1) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。
- (2) 安全対策について万全を期すとともに、万一事故・故障等が発生した場合は、速やかに保全公社に連絡し、受託者の責任において対応する。
- (3) 対象防火設備の全数点検を実施すること。
- (4) 対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (5) 点検時に機器に塵埃があれば簡易清掃、油切れによる不具合程度であれば注油及び各部の緩みがあれば増し締めを行うなど、改善可能なものは行う。
- (6) 前(5)に加え、作動時に点検項目の数値範囲外、作動の停止等の要是正内容に関しても簡易な調整等で改善可能であればこれを行う。
- (7) 仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合、及び施設運営に支障をきたす場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (8) 点検終了後、点検者が操作した電源スイッチ及び各種スイッチ類等は定位置に

必ず戻し、点検前の機能が維持できるようにすること。また、最初の状態を記録し、点検終了後に記録と合わせて確認すること。その際に管理者等の確認を得ること。

- (9) 調査に必要な足場、測定機器、工具等は原則的に受託者の負担とする。

1.0 確認の省略

次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態であると認められる場合は、支障がある状態を記録し、対応等を報告書内に記載する。

- (1) 点検口がない、或いは適切な位置にない場合（周囲に体の一部を入れることにより点検可能な点検口がある場合を除く）
- (2) 目視、触診等の点検が障害物により確認困難な場合
- (3) その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの

1.1 業務計画書の提出

- (1) 契約締結後 10 日以内に、業務計画書（組織表、緊急時連絡体制表、施設点検者一覧表、点検者の資格証明書、年間工程表を含む）を提出する。
- (2) 内容に変更がある場合、速やかに保全公社担当者へ報告する。
- (3) 点検日が決定次第、担当点検者を保全公社所定の様式に記載し、随時保全公社担当へ提出する。提出のない場合は点検を実施することは出来ない。

1.2 成果品の提出

- (1) 成果品は、成果品作成要領（別紙 3）に従いとりまとめる。
- (2) 業務計画書に基づき、決められた期日までに報告書を提出し、保全公社の確認を受ける。
- (3) 保全公社の確認後必要な修正を行い、成果品を次の期限までに電子データにて 1 部納品する。（なお、保全公社確認段階は紙ベース報告書にて行う）

成 果 品	期 限
報告書	令和 3 年 2 月 5 日

1.3 その他

- (1) 業務上の疑義が生じた場合は、随時保全公社担当者と調整を行う。
- (2) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

1 4 添付資料

- (1) 対象施設一覧表（別紙 1）
- (2) 12 条点検実施要領（別紙 2）
- (3) 成果品作成要領（別紙 3）

2-4 対象施設一覧表

委託名：山下公園ほか38か所防火設備点検委託

代表	施設番号	棟番号	施設名	棟名	複合	所在区	ストックマネージャー局	防火扉 (台数)	ヒューズ付防火扉	防火シャッター	ヒューズ付防火シャッター	ドレンチャイ	耐火クロスカッリ	計 防火扉×0.5	備考	ランク数	防火扉 ランク
◎	224003203	22400320401	都筑図書館	複合単独	本市施設との複合	都筑区	教育委員会事務局	30	49					73	58	D	
	224003204	22400320401	都筑区総合庁舎	複合単独	本市施設との複合	都筑区	市民局							0			
	224003205	22400320401	都筑公会堂	複合単独	本市施設との複合	都筑区	市民局							0			
	224003206	22400320401	都筑消防署	複合単独	本市施設との複合	都筑区	市民局							0			
	224003208	22400320401	北部農政事務所	複合単独	本市施設との複合	都筑区	市民局							0			
	224003210	22400320401	北部児童相談所	複合単独	本市施設との複合	都筑区	子ども青少年局							0			
◎	231001301	23100130201	青少年育成センター	複合単独	本市施設との複合	中区	子ども青少年局	17	25			1		42	34	C	
	231001302	23100130201	市民文化会館内ホール	複合単独	本市施設との複合	中区	文化観光局							0			
◎	231002336	23100233604	山下公園	駐車場	本市単独施設	中区	環境創造局	8	17					25	21	C	
◎	231082101	23108210101	中図書館	複合単独	本市施設との複合	中区	教育委員会事務局	2	2					4	3	A	
	231082102	23108210101	本牧地区センター	複合単独	本市施設との複合	中区	市民局							0			
◎	231084702	23108470201	竹之丸地区センター	単独	本市単独施設	中区	市民局	2	1					3	2	A	
◎	233000604	23300060401	永谷地区センター	単独	本市単独施設	港南区	市民局		1					1	1	A	
◎	233001102	23300110201	東永谷地区センター	複合単独	本市施設との複合	港南区	市民局	3	1					0	3	A	
	233001103	23300110201	東永谷地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	港南区	健康福祉局							0			
◎	233001602	23300160201	下永谷地域ケアプラザ	単独	本市単独施設	港南区	健康福祉局	1	1					2	2	A	
◎	234005201	23400520101	日下地域ケアプラザ	単独棟	本市単独施設	港南区	健康福祉局	2	1					3	2	A	
◎	234005404	23400540401	港南台地区センター	単独	本市単独施設	港南区	市民局		1					1	1	A	
◎	234005417	23400541702	蓬萊荘	蓬萊荘棟	本市施設との複合	港南区	健康福祉局	1	3	2	0			6	4	A	
◎	234005418	23400541701	港南プール	プール棟	本市施設との複合	港南区	市民局	3	1	4				8	6	A	
◎	234005601	23400560101	野庭地域ケアプラザ	単独	本市施設との複合	港南区	健康福祉局	2	3					5	4	A	
	234005611	23400560101	野庭地区センター	単独	本市施設との複合	港南区	市民局							0			
◎	235000201	23500020101	根岸地区センター	複合単独	本市施設との複合	磯子区	市民局	3	3					6	5	A	
	235000202	23500020101	根岸地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	磯子区	健康福祉局							0			
◎	235001213	23500121301	たきがしら会館	単独	本市施設との複合	磯子区	市民局		3					3	3	A	
	235001221	23500121301	東滝頭保育園(分園)	単独	本市施設との複合	磯子区	子ども青少年局							0			
	235001609	23500160801	磯子公会堂	複合単独	本市施設との複合	磯子区	市民局							0			
◎	235001610	23500161001	磯子地区センター	複合単独	本市施設との複合	磯子区	市民局	6			5			11	8	B	
	235001611	23500161001	喜楽荘	複合単独	本市施設との複合	磯子区	健康福祉局							0			
	235001619	23500161001	磯子区福祉保健活動拠点	複合単独	本市施設との複合	磯子区	健康福祉局							0			
◎	235003309	23500330901	磯子スポーツセンター	単独	本市単独施設	磯子区	市民局	2	8					10	9	B	
◎	235004506	23500450601	横浜子ども科学館	単独	本市単独施設	磯子区	子ども青少年局	30	1	27		1		58	43	D	
◎	236001102	23600110201	金沢スポーツセンター	単独	本市単独施設	金沢区	市民局	1	2					3	3	A	
◎	236002104	23600210401	晴嵐かなざわ	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局	6	3					9	6	A	
	236002105	23600210401	泥亀地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局										
	236002106	23600210401	金沢区福祉保健活動拠点	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局										
	236002107	23600210401	泥亀福祉機器支援センター	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局										
◎	236002108	23600210801	金沢図書館	複合単独	本市施設との複合	金沢区	教育委員会事務局		1	3				4	4	A	
	236002109	23600210801	金沢地区センター	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局										
◎	236002115	23600211501	金沢区総合庁舎	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	13	32		9			54	48	43	D
	236002116	23600211501	金沢消防署	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局										
	236002117	23600211501	金沢公会堂	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局										
◎	236002602	23600260201	柳町コミュニティハウス	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	3	2					5	4	A	
	236002604	23600260201	金沢八景保育園	複合単独	本市施設との複合	金沢区	子ども青少年局										
◎	236003201	23600320101	六浦地区センター	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	1	5					8	6	A	
	236003211	23600320101	六浦地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局										
◎	236003601	23600360101	南部斎場	単独	本市単独施設	金沢区	健康福祉局	6	2					8	5	A	
◎	236004501	23600450101	釜利谷地区センター	単独	本市単独施設	金沢区	市民局	1						1	1	A	
◎	236005109	23600510901	富岡並木地区センター	民間複合棟	民間	金沢区	市民局		2					2	2	A	
◎	236005115	23600511501	衛生研究所	本館	本市単独施設	金沢区	健康福祉局			7				7	7	B	
◎	236005209	23600520901	富岡地域ケアプラザ	1棟	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局	1						1	1	A	
◎	236005802	23600580201	能見台地区センター	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局		1					1	1	A	
	236005803	23600580201	能見台地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局										
◎	236006201	23600620101	金沢プール	プール棟	本市単独施設	金沢区	市民局	6						6	3	A	
◎	244084203	24408420301	豊田地区センター	単独	本市単独施設	栄区	市民局		1					1	1	A	
◎	244084204	24408420401	豊田地域ケアプラザ	単独	本市単独施設	栄区	健康福祉局	1	1					2	2	A	
◎	247000506	24700050601	栄スポーツセンター	複合単独	本市施設との複合	栄区	市民局	6	16					22	19	B	
	247000507	24700050601	栄公会堂	複合単独	本市施設との複合	栄区	市民局										
◎	247000508	24700050801	栄区役所庁舎(本館)	本館	本市単独施設	栄区	市民局	3	8					11	10	B	
◎	247000508	24700050803	栄区役所庁舎(新館)	新館	本市単独施設	栄区	市民局	5	11					16	14	B	
◎	247000707	24700070701	栄区精神障害者生活支援センター	単独	本市施設との複合	栄区	健康福祉局		1					1	1	A	
	247000709	24700070701	小菅ヶ谷地域ケアプラザ	単独	本市施設との複合	栄区	健康福祉局										
◎	379120301	37912030101	少年自然の家赤城林間学園	単独	本市単独施設	市外	教育委員会事務局	7						7	4	A	
◎	415053201	41505320101	少年自然の家南伊豆臨海学園	単独	本市単独施設	市外	教育委員会事務局	3	2					5	4	A	

12 条点検実施要領

1 業務内容

別紙 1 で指定された対象施設に対し、次の法令に準じた防火設備の点検を実施する。
建築基準法第 12 条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という）に準じた点検を行う。

2 点検者の要件

点検者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

防火設備

- ア 建築基準法第 12 条に規定する一級建築士又は、二級建築士
- イ 建築基準法第 12 条に規定する防火設備検査員

3 点検の方法及び結果の判断基準について

点検の方法及び結果の判断基準については次を適用すること。

- ア 建築基準法第 12 条第四項に基づく告示第 723 号
- イ その他 「調査・検査方法、判定基準の解説（防火設備）平成 29 年 1 月神奈川県内 13 特定行政庁」を原則とする。

4 点検表について

点検は、次の様式に記載すること。

[様式 1F] 12 条点検 点検表（防火設備）

他に、防火設備点検表測定データ、防火設備ヒアリング票

5 その他

- ・点検実施は、委託仕様書 7 事前準備 (1) にあるように、原則対象施設の直近消防設備点検者の同伴を行うことを前提として実施するものとする。
- ・成果品作成にあたっては、別紙 3 成果品作成要領を参照すること。

点検表

建物名称: ○○センター

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
1 防火扉					
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況		
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
(4)		危害防止装置	作動の状況		
(5)	連動機構	煙感知器, 熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			予備電源への切り替えの状況		
(11)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(12)			容量の状況		
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(14)			再ロック防止機構の作動の状況		
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況			

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
2 防火シャッター					
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置 ((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況		
(3)			スプロケットの設置の状況		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況		
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース		劣化及び損傷の状況	
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(14)			作動の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(18)			結線接続の状況		
(19)			接地の状況		
(20)			予備電源への切り替えの状況		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(22)			容量の状況		
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(25)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
3 耐火クロススクリーン					
(1)	耐火 クロス スクリー ン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(14)			結線接続の状況		
(15)			接地の状況		
(16)			予備電源への切り替えの状況		
(17)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	
(18)		容量の状況			
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(20)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(21)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備					
(1)	ドレン チャー等 加圧送水装置	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況		
(4)		排水設備	排水の状況		
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		
(6)			給水装置の状況		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			ポンプ及び電動機の状況		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	感知の状況		
(16)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(17)			結線接続の状況		
(18)			接地の状況		
(19)			予備電源への切り替えの状況		
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(21)			容量の状況		
(22)		自動作動装置	設置の状況		
(23)		手動作動装置	設置の状況		
(24)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況			

写真帳

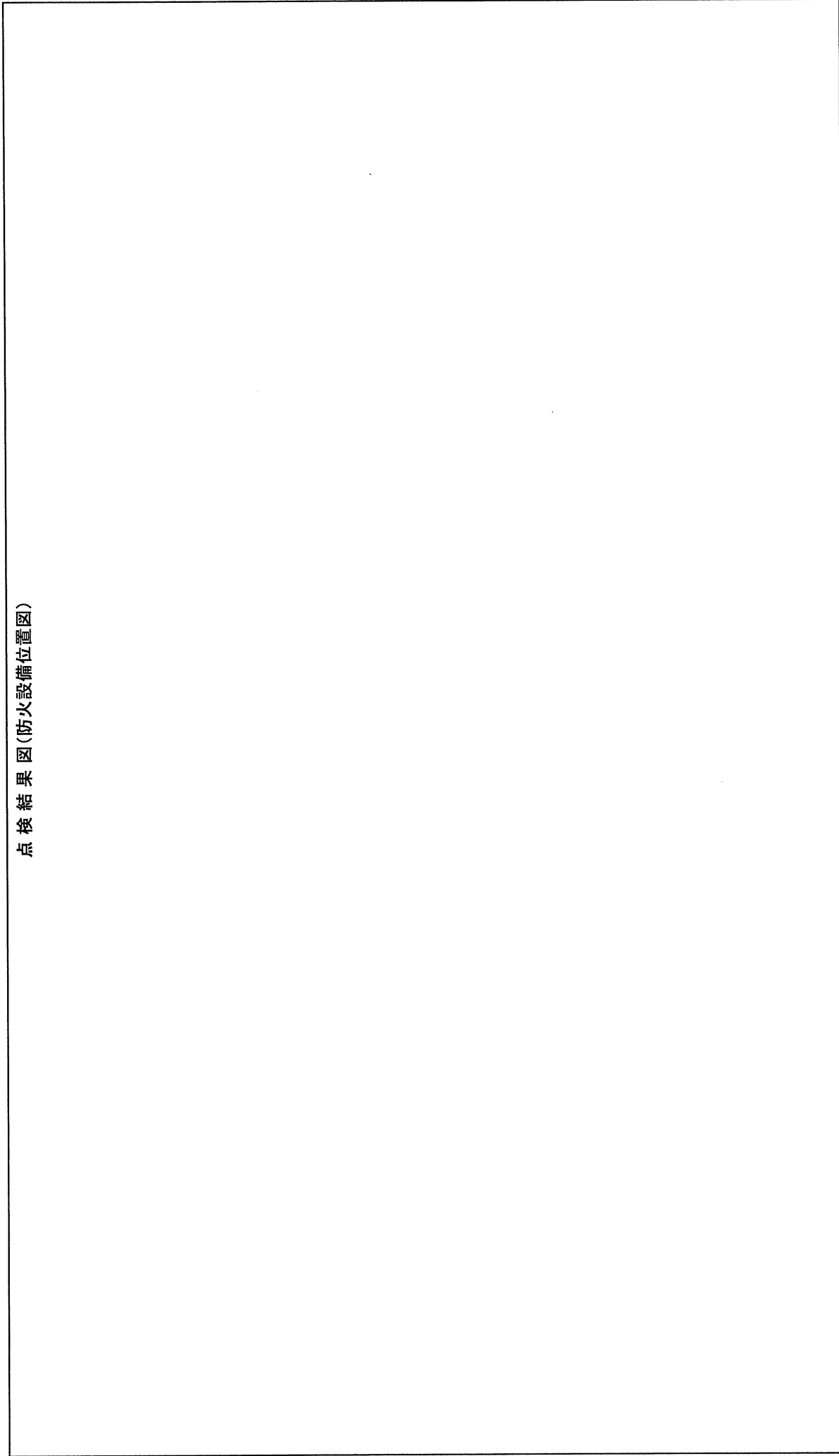
建物名称: ○○センター

No.1	番号				点検部位名称	場所	
						建物外観	
(写真貼付)						備考	

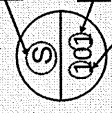
No.2	番号				点検部位名称	場所	
(写真貼付)						備考	

No.3	番号				点検部位名称	場所	
該当なし						備考	

点検結果図(防火設備位置図)



防火設備種別



防火設備種別・階数別通し番号

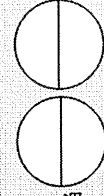
対象階(2階であれば「2」)

■防火設備種別

- D : 防火扉
- DD : 防火扉(くくり戸付)
- S : 防火シャッター
- SC : 耐火クロススクリーン
- DR : ドレンチャージャー

■連動制御器種別(記載色で区分)

- 赤 : 自動火災報知設備複合受信機が連動制御器に該当
- 青 : 自動火災報知設備複合受信機が連動制御器に非該当



建物名称 ○○センター

No.

F - 1/O

防火設備写真帳

建物名称：〇〇センター

防火設備符号	(例) S101	防火設備符号		備考
(写真添付)		(写真添付)		

防火設備符号		防火設備符号		備考
(写真添付)		(写真添付)		

防火設備符号		防火設備符号		備考
(写真添付)		(写真添付)		

成果品作成要領

本委託の成果品を次のとおり作成すること

1 共通事項

電子納品はCD-R又はDVD-Rを使用する。

2 電子成果品のフォルダ構成

ア フォルダ構成

施設ごとに施設フォルダを作成し、各報告書を保存すること。

イ フォルダ名の構成は次のとおり

項目	施設番号	_	施設名
記入例	225002405	_	青葉公会堂

例 施設フォルダ名：225002405_青葉公会堂

ウ 補足

- ・保存するファイルがない施設フォルダは作成しないこと。
- ・施設名は、添付した対象施設一覧（別紙1）に記載される施設名と同一とする。
- ・複合施設の場合、それぞれの施設ごとに該当する施設フォルダを作成し、共通の報告書ファイルを保存する。
- ・複数棟ある施設は、当該施設フォルダに全ての棟の報告書ファイルを保存する。

3 報告ファイル構成

ア 1棟に複数の施設が入っている（複合施設）の場合は、まとめて1つの点検報告書を作成すること。その際、点検報告書の「施設名称」「施設番号」欄には、複合施設を全て列記すること。順番は、代表施設を1番に、次からは施設番号順に並べる

イ ファイル構成

項目	実施年度	_	業種	_	施設名	(棟名)
記入例	2020	_	防火設備	_	青葉公会堂	複合単独

例ファイル名：2020_防火設備_青葉公会堂他

※複合施設の場合、施設名に代表施設を記載し、その後に[他]を追記すること。

※代表施設の定義

- ・対象施設一覧表（別紙1）に記載のある「代表」欄に○印が付いているものが代表施設となる。

ウ 複数等の場合

- ・複数の棟を保有する施設の場合、施設名の次に全角括弧内に棟名を記載する。

例ファイル名：2020_防火設備_神奈川県総合庁舎（本館）

エ ファイルの大きさ

1ファイルあたりの上限データサイズは5MB/ファイルとする。上限データサイズを超える場合は、該当施設名および理由を担当者へ報告すること。